

横浜市立大学医学部医学科・医学研究科FD実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 横浜市立大学医学部医学科・医学研究科における教育能力の開発や向上を主たる目的とした取組（Faculty Development（以下「FD」という。））を推進するため、医学科・医学研究科にFD 実行委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) FDの実施に向けた調査・企画・立案に関すること。
- (2) その他FDの実施・運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、医学部長、医学研究科長の他、医学部長が委嘱するFD 実行委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、医学部長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、会議の議長を務める。
- 4 委員長が欠けたときは、医学部長が指名した者がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、医学教育推進課において処理する。

(委任)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。